

特定の事業用資産の買換えの場合の特例措置の課税の延長(法人税等)

長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益についての課税の繰延べ措置を2年3ヶ月間(平成29年3月31日まで)延長する。

施策の背景

- ・企業の所有する長期保有土地等の譲渡益を活用した産業の構造改革、確実な国内設備投資を喚起し、土地取引の活性化による土地の有効利用及び地域活性化を促進するため必要不可欠。
- ・海外に製造業等が流出することを防ぎ、我が国の地域における雇用を維持するための手段としても不可欠。
- ・特例は、都市部や大企業のみならず、地方や中小企業においても重要。

＜事業用資産の買換え特例の適用状況＞

【①資本規模別の適用実績(法人数ベース)】



特例適用法人の2/3が中小企業。

中小企業の設備投資等の促進による生産性向上に寄与

出典：「平成25年度 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第186回国会報告)」より作成

【②地域別に見た適用実績(件数ベース)】



三大都市圏外
における資産取得

- 三大都市圏外 → 三大都市圏内
- 三大都市圏内 → 三大都市圏内

出典：国土交通省・経済産業省アンケートにより把握した平成24年度、25年度の適用実績を元で作成

資産デフレからの脱却を確実なものとし、デフレからの着実な回復と経済再生の実現を図る。

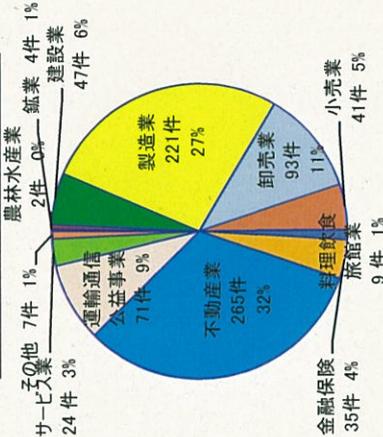
要望の結果

- ①一部見直し
 - ・機械・装置を生産性向上設備投資促進税制に一元化
 - ・根幹は堅持しつつ、圧縮率を一部見直し(※1)
- ②2年3ヶ月間(平成29年3月31日までの)延長

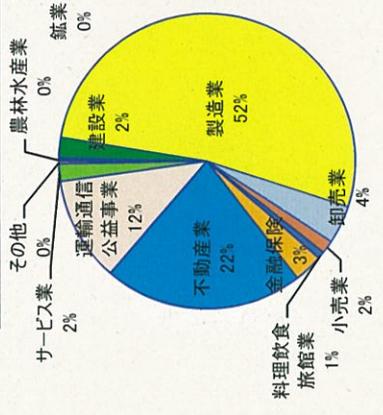
【③業種別の適用実績(件数ベース・適用総額ベース)】

- ・長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の適用件数及び適用総額は、不動産業(適用件数32%、適用総額22%)、製造業(27%、52%)、卸売業(11%、4%)、運輸通信公益事業(9%、12%)、建設業(6%、2%)等と、多岐にわたる事業において、買換特例が活用されている。

平成24年度実績(件数ベース)

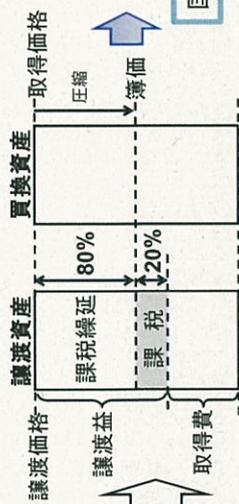


平成24年度実績(適用総額ベース)



平成24年度実績	
適用件数	818件
適用総額(損金算入額の内)	2,790億円
上位10社の適用総額合計	1,089億円(38.9%)

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第186回国会提出)」より作成
 ※平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度において適用を受けた法人税関係特別措置について、全数調査(単体法人：954,505法人、連結法人：686法人)。



※1 圧縮率の見直し内容

- ・東京23区←地方(※3)：70%
- ・首都圏近郊整備地帯等(※4)←地方：75%
- ・上記以外は全て現行通り存置(80%)

⇒影響額は約1%

- ※3 東京23区及び首都圏近郊整備地帯等を除いた地域
- ※4 東京23区を除く首都圏既成市街地、首都圏近郊整備地帯、近畿圏既成都市区域、名古屋市の一部

国内にある300㎡以上の土地(※2)・建物等

※2 資材置場等は除く

セーフティネット保証の特定業種の指定について

- セーフティネット保証とは、中小企業者の経営が著しく悪化している業種について、四半期毎に、中小企業庁がその業種の所管省庁から業況の報告を受けて、当該四半期の間、特定業種として指定する制度である。
- 国土交通省では、要望の趣旨を踏まえ、中小企業庁に所有権移転登記の件数などのデータを提供した結果、本年1月～3月には2業種、4月～6月には5業種の指定がなされたところである。
- 今後とも引き続き、業況を注視しながら、機動的に対応して参りたい。

(参考) 不動産関連業の指定状況

	H24 4月～ H24 9月	H24 10月～ H25 3月	H25 4月～9月	H25 10月～12月	H26 1月～3月	H26 4月～6月 7月～9月 10月～12月	H27 1月～3月	H27 4月～6月
不動産関連業	全10業 種指定	全10業 種指定	4業種指定 【指定業種】 貸家業 貸間業 土地賃貸業 駐車場業	4業種指定 【指定業種】 貸家業 貸間業 土地賃貸業 駐車場業	指定なし ※但し、前回 指定業種は、 平成26年1 月1日から3 月3日までの 間、経過措 置として指定	指定なし	2業種指定 【指定業種】 建物売買業 不動産管理業	5業種指定 【指定業種】 貸家業 貸間業 土地賃貸業 駐車場業 不動産管理業

(注) 不動産関連業：建物売買業、土地売買業、不動産代理・媒介業、土地賃貸業、その他の不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業